

## ★国税庁が非嫡出子に対する相続税法上の取扱いを変更

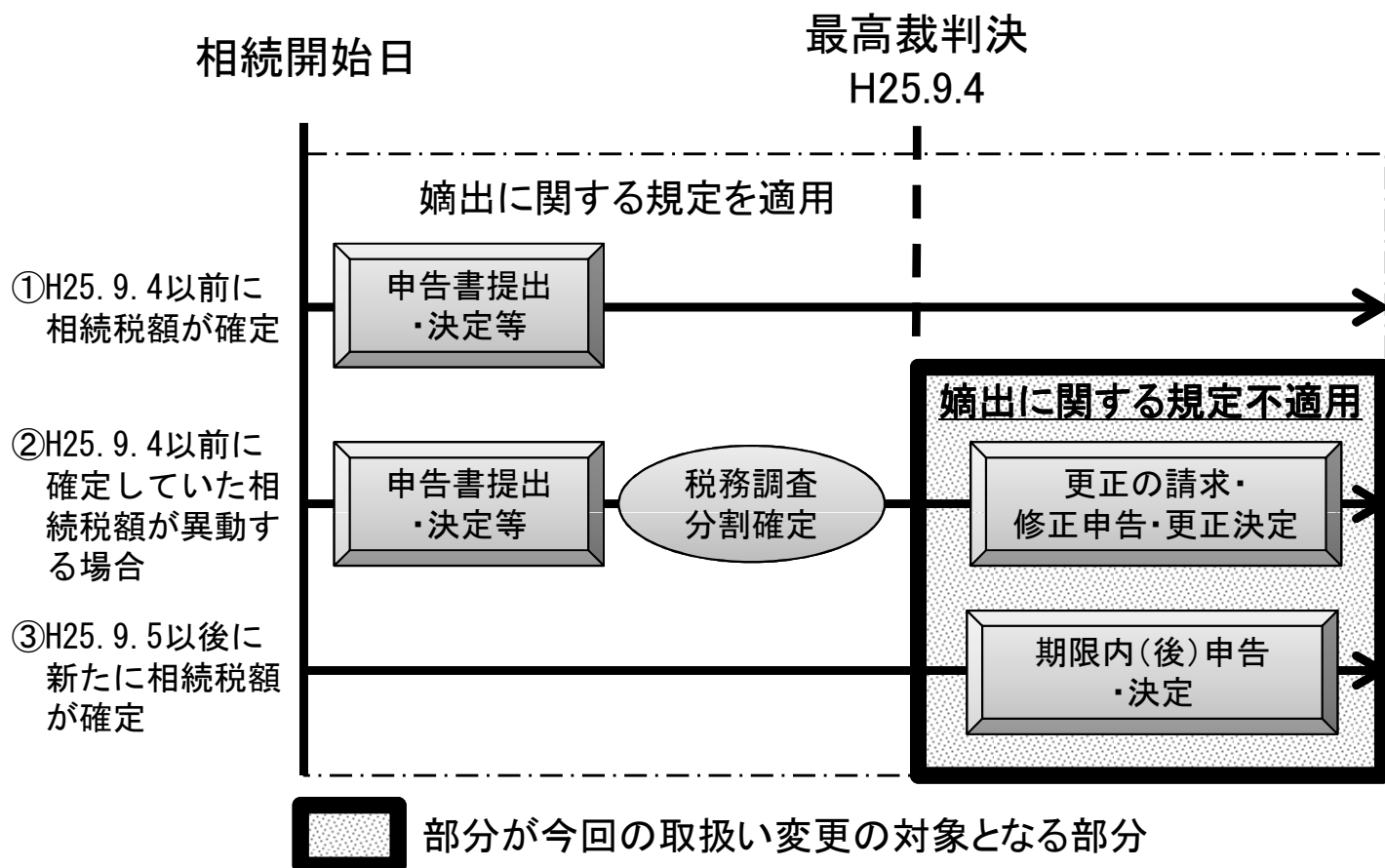
平成25年9月4日の最高裁判決で、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする民法第900条第4号ただし書前段（以下「嫡出に関する規定」といいます。）は違憲との判決が下されました。

現時点において「嫡出に関する規定」について民法の改正は行われていませんが、国税庁では、最高裁判決の趣旨を尊重し、平成25年9月5日以後、申告（期限内申告、期限後申告及び修正申告をいいます。）又は処分により相続税額を確定する場合（平成13年7月以後に開始された相続に限ります。）においては、「嫡出に関する規定」がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算するよう取扱いを変更することとしました。今回はこの取扱いの変更の留意点をご案内します。（長掛栄一）

### ◎取扱いの変更にあたっての留意点

今回の取扱いの変更では、平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合と、平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合で取扱いが異なります。

#### <今回の取扱変更のイメージ図>



上記図表で留意していただきたいのは、今回の「嫡出に関する規定」を適用しないで相続税額を計算するのは、平成25年9月5日以後に相続税額が確定・異動する場合に限られます。

ケース①のように、平成25年9月4日以前に相続税額確定し、その後申告漏れ財産等もなく相続税額が変わらない場合には、今回の取扱い変更のみを理由として更正の請求を行うことはできませんので注意が必要です。